

新型コロナウイルス感染症への学校の対応 (第22報)

新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応をお知らせいたします。なお、下線部分は(第21報)からの変更・追加事項です。

## 記

## 1. 教育活動について

- (1) 5日(火)～12日(火) 時差登校・短縮日課による授業を行う。(9:00登校, 短縮45分授業)
- (2) 13日(水)～16日(土) 中間試験は、時差登校で試験を行う。(9:00登校)
- (3) 18日(月)～ 通常日課による授業を行う。(8:30登校, 50分授業)

## 2. 健康観察について

- (1) 家庭において、毎朝夕、検温及び体調の確認を行い、「健康観察表(メタモジ)」に記入する。
- (2) 発熱や風邪症状が見られた場合
  - ・ 担任に連絡の上、家庭で休養する。その期間は欠席とはせず、「出席停止」とする。
    - \* 必ず保護者の方から連絡をお願いします。後日、「出席停止届」を提出していただきます。
  - ・ 症状別の自宅待機の解除基準  
『症状』① 発熱・風邪症状  
② 体温が37.5℃以上もしくは平熱より0.5℃以上高い場合(解熱薬や感冒薬の内服中を含む)  
③ 体調に特に異常のある場合(激しい咳, 息苦しさ(呼吸困難), 強いだるさ(倦怠感), 味覚異常, 嗅覚異常など)  
『解除基準』  
\* 上記①で欠席した場合、症状が消失したら自宅待機を解除します。  
\* 上記②もしくは③で欠席の場合、以下の①②の全ての基準を満たしていることを原則として自宅待機を解除します。  
① 解熱後4日経過した。(解熱日を0日とカウント)  
② 発熱以外の症状が消失後4日経過した。(症状消失日を0日とカウント)

## 3. 学校長裁量による新型コロナウイルスを理由とする出席停止の条件

(詳細は別紙参照 「学校長裁量による新型コロナウイルスを理由とする出席停止の条件(3月23日)」)

- ※ 以下(1)～(4)の場合は、必ず学校へ連絡を入れてください。生徒は家庭で休養(出席停止)となります。  
※ 以下(5)(6)の場合は、学校にご相談ください。学校長が認めた場合に限り出席停止といたします。

- (1) 生徒に、発熱や風邪症状が見られた場合(上記2.(2)記載通り)
- (2) 同居の家族に、発熱や風邪症状が見られた場合
- (3) 生徒または同居の家族が、PCR検査(抗原検査含む)を受けることになった場合
- (4) 保健所や医療機関から自宅待機を要請されている場合(濃厚接触者に特定などを含む)
- (5) 基礎疾患があり、新型コロナウイルスに感染することで重症化するリスクが高いという医師の判断による診断書が提出され、登校すべきでないとして学校長が認めた場合
- (6) 保護者からの相談(感染が不安で休ませたい)があり、学校長が認めた場合

## 4. 新型コロナワクチン接種について

- (1) ワクチン接種で欠席、遅刻、早退の場合は「出席停止」とする。事前に担任に連絡してください。
- (2) 副反応による体調不良の場合は、無理をせず家庭で休養してください。「出席停止」といたします。

## 5. マスクについて

- (1) 身体的距離が十分とれない場合は、マスクを着用し、学校生活(登下校含む)を送る。
- (2) マスクは適切に着用する。(不適切な着用状態は、マスク無し、鼻出しマスク、あごマスク等)
- (3) 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要としない。特に呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数が高い日は、熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用する。

## 6. 授業について(学校での配慮事項)

- (1) 基本的な留意点
  - ・ 個人で学習できる活動を中心に行う。グループ学習や、班での話し合い活動等は避ける。
  - ・ 生徒全員で一斉に声を出す音読や群読などは行わない。
  - ・ 共用の教材、教具、情報機器を使用する前後は、手洗いや手指消毒を行う。
  - ・ 授業内容において、濃厚接触等がないように各教科工夫する。(対面での会話をしない等)

(2) 具体的な主な場面

- ① 体育
  - ・ 整列集合において、生徒の間隔を2m以上あける。
  - ・ 体操補強運動において、2人組での実施はしない。掛け声は行わない。
  - ・ 授業終了後、用具の消毒を行う。
- ② 音楽
  - ・ 音楽室で実施。入退出時に、手指消毒液による消毒を行う。
  - ・ 歌唱はマスクをつけ、十分な距離を取って行う。
- ③ 美術
  - ・ 美術室で実施。入退出時に、手指消毒液による消毒を行う。
  - ・ 美術室の備品を使用した場合は、授業終了後に消毒を行う。
- ④ 家庭
  - ・ 調理実習については、可能な限り感染対策を行い実施する。
  - ・ 調理したものを食べる際には、使い捨て容器を使用して、教室にて一方向で黙食とする。
  - ・ 今後の感染状況によっては、実施を見合わせる場合もある。
- ⑤ 情報
  - ・ PC教室入退出時に、手指アルコールスプレーによる消毒を行う。
  - ・ PC教室の演習机は、1人1人の机の左右（中央列は正面にも）に仕切り板（透明）を設置する。
  - ・ PC実習を伴わない授業は、ホームルーム教室で行う。
  - ・ 毎日、キーボードとマウスの消毒を行う。
  - ・ 休み時間や放課後等のPC教室の自由開放は行わない。

7. 飲食について

- (1) 飲み物の持参：冷水器の使用禁止。水分補給として各自で飲み物を持参する。（購買、自動販売機は通常通り）
- (2) 昼食：食事前後に手洗いの励行。机を向かい合わせにしない。マスクを外す時間を最小限とし、会話を控える。

8. 部活動について

千葉県通知「緊急事態宣言の解除に伴う県立学校の教育活動について（9月29日）」「緊急事態宣言解除後の県立学校の部活動の扱いについて（9月29日）」に基づいて

- (1) 本校の「部活動参加にあたってのガイドライン（15訂版）」を作成。（詳細は別紙参照）
- (2) 主な対策

① 2学期中間試験まで

部活動は実施可能。休日及び家庭学習日は昼食を挟まず3時間以内とする。 県内の公式大会への参加は認める。練習試合、合同練習は行わない。ただし、参加する県内大会の2週間前からは、県内のみ練習試合を認める。

② 2学期中間試験以降

部活動は実施可能。休日は終日練習を認める。ただし、昼食を挟む場合は感染防止対策を徹底する。 県内及び県外大会への参加を認める。県内及び県外のチームとの練習試合や合同練習を認める。

9. 図書室、閲覧・自習室の開室について

- (1) 開室時間
  - 図書室 月～金＝10：00～17：50，土曜日＝閉室
  - 閲覧・自習室 月～金＝10：00～17：50，土曜日＝閉室
  - 定期試験期間 ＝10：00～14：50

(2) 運営方法

- ・ 図書室はカウンターでの貸出業務のみ再開し、当面開架式書架や閲覧席への立入りは禁止する。閲覧・自習室は席数を35に半減する。
- ・ 利用時にはマスクの着用と手指の消毒を行い、用意された名簿に学年・組・氏名・入室時刻・退出時刻を記載。

10. 生徒共用部の使用について

下記すべてにおいて、ソーシャルディスタンス（2m以上の距離、最低でも1m以上）を保って使用すること。

- (1) 生徒ラウンジ（2・3階）： 食事は禁止とする。飲水は認める。
- (2) テラス（2・3階）、コモンスペース： 飲食禁止とする。

11. 購買（ローソン）の使用について 感染防止のため、入場制限など店員等の指示に従って使用する。

12. その他

(1) その他の学校での対策

- ・ 室内の換気を行う。エアコンを使用する際も同様とする。
- ・ 手洗いや咳エチケットの徹底（クラスで注意喚起、各所にポスター貼付）
- ・ 生徒昇降口及び各教室に手指消毒液の設置
- ・ 教員によるドアバー、掃除用具等の備品の消毒

(2) 下校及び外出時の対策

- ・ 3密（密集・密接・密閉）の回避を徹底する。
- ・ 下校時の飲食等は慎み、寄り道をせず、速やかに帰宅する。
- ・ 登下校で公共交通機関を利用する際は、マスクを適切に着用し、会話を慎む。
- ・ 感染リスクの高い場所への不要不急の外出は、極力控える。